

令和2年6月25日

第8回

会 議 録

桑折町教育委員会

桑折町教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年6月25日(木)
- 2 招集場所 桑折町役場第1会議室
- 3 出席委員 1番委員 柴田宣広 2番委員 鈴木キヨ子
3番委員 小野紀章 4番委員 長谷富子
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席者 教育長 会田智康
こども教育課長 長谷部清治
生涯学習課長 大内健矢
- 6 書記 総務係長 服部 亜由美
- 7 開 会 午後1時35分

8 教育長挨拶

私からは2つお話申し上げる。一つ目は、現在の桑折町の教育の現状について。5月中旬からの学校及び施設の利用再開により様々な活動が再開、通常の形に戻りつつある一方で、未だ感染リスクは残っている。感染症対策をしながらの教育活動(新しい生活様式の下での教育活動)を模索しながら実践しているところであり、その中で、これまでの感染症対策をいかに定着させるか、感染リスクのある活動を今後どうしていくのか、という課題がある。2学期からは、各種行事について、「対策を講じた上で実施可能」としたものの、2学期の行事である文化祭や学習発表会をどのように開催するのか。また1学期にできなかった運動会や修学旅行はどうするのかなどについて鋭意検討中であるが、方向性としては、対策を行い、安全安心を確保した上でなんとか実施するという事で取組みを進めている。生涯学習文化財関係では、全国山城サミットプレ大会において当初の予定通りにはできないものの有意義な形で実施できるよう検討している。

二つ目。先般開催された町議会6月定例会において、教育分野では感染症対策と今後の教育施策が話題となった。その中でも学校教育における情報通信技術を使った教育、いわゆる「GIGAスクール構想」については、一人一台タブレットPCを持たせての授業あるいは家庭に持ち帰ってのオンライン授業をどうするのか、また4年計画で導入予定であったものを、国が前倒して今年中に行うようになったことから当面の最大の課題となったことが話題となった。そういったことから、本日は定例会終了後に、こ

れをテーマとした研修会を開催させていただき、皆さんと意見交換したく
よろしくお願ひしたい。

最後に、今年度策定予定であった町の新しい総合計画について、県の総
合計画策定時期が遅れたことに合わせて、同様に来年度策定となった。理
由としては、今後の10年間を見据えた計画を作るに当たって、コロナの影
響による社会情勢の変化を十分に踏まえる必要があるという趣旨による。
したがって総合計画の中の部門別計画に位置づけられている教育振興基本
計画も、同様に遅らせざるを得ないという判断をしたところであり、次期
計画策定までは現在の教育大綱に基づいて施策を行っていくことになる。
皆さんにお願ひしたアンケートについては内容を真摯に受け止め、あらた
めて、今年度の後半の中で検討会を開いていきたいと考えているのでご理
解願ひたい。

9 報 告

- (1) 教育行政報告について ことども教育課長より説明
- (2) 令和2年度第3回補正予算について ことども教育課長より説明
- (3) 令和2年第5回桑折町議会定例会報告について
ことども教育課長・生涯学習課長より説明
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策について ことども教育課長より説明

10 議 事

- (1) 議案第22号 桑折町公立小・中学校管理規則の一部改正について
教育長 議案第22号について事務局から説明を求める。
ことども教育課長 議案第22号について説明
教育長 只今の提案に対して、意見、質問等があれば発言いただき
たい。前回定例会でも話し合った内容ではあるが、その
後、町民の声など聞かれたことがあれば。小野委員、いか
がか。
小野委員 子どもから「もう少し長いと思った。」と言われた。福島
市は休業期間が長かったから夏休みがすごく短いのはわか
るが「桑折は割と早く始まったのに、思ったより短いよ
ね。」というのが子供の率直な感想であった。
柴田委員 周知はどのように行うのか。
ことども教育課長 広報等で町民への周知も図っていく。
教育長 保護者にいち早く伝える必要があったため、前回定例会で
期間についての皆さんからのご了解を踏まえ、規則改正を
待たずに保護者への周知は行っていた。今回の規則改正は
手続き上必要だったものであり、順序良く行うのが本来か
と思うが、前後したことについてはご理解いただきたい。

教育長 その他質問等はないか。
 (質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第22号について、原
 案のとおり改正することでご異議ないか。
 (異議なしの声)

教育長 異議がないので議案22号については、原案のとおり決定
 する。

(2) 議案第23号 令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の追加認定について
教育長 次に、議案第23号について事務局に説明を求める。

 こども教育課長議案第23号について説明

教育長 只今の提案に対して、意見、質問等があれば発言いただき
 たい。

柴田委員 名簿でNo.2の審査結果が「就学が困難な世帯」となっている。
 「住民税非課税」でも「児扶受給」でもないがこれは「経済
 的困窮」という理解をしてよろしいものか。

こども教育課長 お見込みのとおり。民生委員の協力で調査をし、認定。

教育長 その他質問等はないか。
 (質問なしの声)

教育長 その他質疑はないようなので、議案第23号について、原
 案のとおり認定することでご異議ないか。
 (異議なしの声)

教育長 異議がないので議案第23号については、原案のとおり決
 定する。

11 その他

(1) 次回(7月)定例会の開催について

(2) 今後の日程について

- ・教育長：採択地区協議会に関して、ここには掲載していないが、6月29日及び7月14日には地区教育委員を代表して、柴田委員に教科書選定会議に出席していただく。

(3) その他

- ・鈴木委員：奨学金の応募はあったのか。
- ・こども教育課長：広報に掲載したり、現在通常の奨学資金利用者に個別に通知を送ったりしているが、問い合わせ・申し込み、ともにない状況。

12 閉会 午後2時15分